

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年1月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月26日から同年2月15日まで縦覧に供する。

平成30年1月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 沖下所地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
香川町南部土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 引土地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 日の尻下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北條池地区	〃